



サービス提供者から
ひとこと

より利用者本位の 介護サービスに

(株)虹の街 鎌田茂美さん

訪問入浴を例にあげると、3月まで利用回数は市町村で決めていて、月に1人3回ぐらいしか利用できませんでした。しかし、介護保険によって、希望すれば何回でも利用できるようになりました。今は月に4回というかたが多いですね。また、以前は決められた回数以上利用する場合、1回1万円ほどの料金をいただいていたのですが、今は何回利用しても、支給限度額内だと1回1,250円。1回の単価は900円高くなりましたが、利用回数が増えても高額な料金をいただくなくて済むようになりました。

ホームヘルパーの利用も増えています。利用者が自分に合ったヘルパーを選べるようになったので、事業者間の競争でヘルパーの質も上がっています。利用時間も希望どおりに決められるし、より利用者本位の介護サービスになりました。

65歳以上のかたの保険料額

段階	対象者	10月～3月の保険料 ()内は月額平均
第1段階	世帯全員が市民税非課税の 老齢福祉年金受給者など	5,180円(864円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の 世帯員	7,770円(1,295円)
第3段階	市民税課税者がいる世帯の 市民税非課税者	10,359円(1,727円)
第4段階	市民税課税者 (合計所得が250万円未満)	12,949円(2,159円)
第5段階	市民税課税者 (合計所得が250万円以上)	15,539円(2,590円)

口座振替が
便利です



このような納入通知書が届いたかたは、金融機関の窓口で納めてください。毎月26日が納期限です。

口座振替にすると、毎月納めに行く手間がかかりませんので、便利です。口座振替の手続きは、納入通知書と預金通帳、印鑑を持って、金融機関の窓口でどうぞ。

65歳以上のかたに 納入通知書をお送りしました

十月から、六十五歳以上のかたの介護保険料の納付が始まりました。国の特別対策により、九月までは全額免除されていましたが、今月から来年九月までは半額を納めていただくこととなります。

「年金から天引きされる」かたと
「金融機関窓口で納める」かたがいます

市では九月中に六十五歳以上のかたに介護保険料の納入通知書をお送りしました。

納付は、老齢年金が年額十八万円以上のかたは年金から天引きされる「特別徴収」(障害・遺族年金からは天引きなし)、それ以外のかたは金融機関(郵便局を除く)の窓口で納める「普通徴収」となります。

なお、今年度中に六十五歳になるかたや、六十五歳以上の転入者は、どなたも金融機関窓口での納付になります。

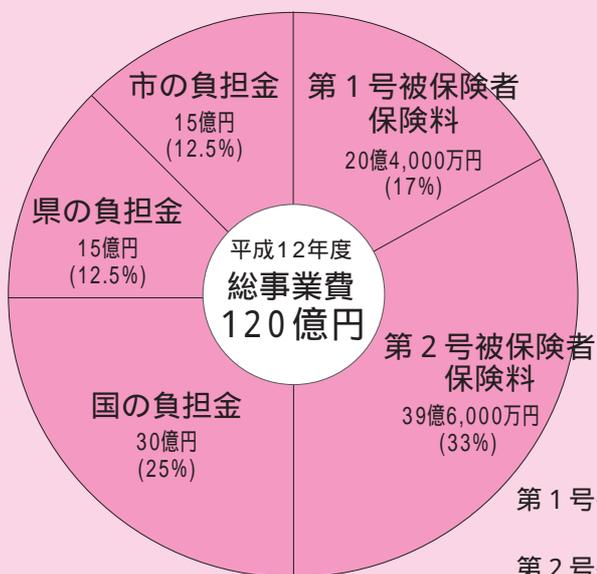
災害などの事情により保険料の減免を希望されるかたは、介護保険課へお早めにご相談ください。

年間120億円のサービスが 見込まれています

秋田市の介護保険事業は年間およそ二十億円の予算で運営されています。左のグラフのとおり、財源の半分は第一号・第二号被保険者の保険料で、残りの半分は国・県・市の公費で賄われます。今年度は国の特別対策により、六十五歳以上のかた(第一号被保険者)の保険料が軽減されていますので、第一号被保険者の保険料の四分の三は国費で補てんすることになります。

ちなみに介護保険が始まってから秋田市で各種介護サービスに使われたお金は、四月から六月までの三か月間で、およそ二十五億円になっています。

秋田市の介護保険事業費の内訳



第1号被保険者：65歳以上のかた
(平成11年10月1日現在53,573人)

第2号被保険者：40歳以上65歳未満のかた
(平成11年10月1日現在110,738人)